

PRESS RELEASE



令和7年9月30日
河川課

中川・猿子川の特定都市河川指定について

気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化し、全国各地で毎年のように水災害が発生しています。このような水災害リスクの増大に備え、河川改修等のハード整備や流域治水の取組みを推進し、流域内の安全性を向上させるため、**今治市を流れる中川及び猿子川を特定都市河川に指定します。**

1. 対象河川

中川水系中川、猿子川

2. 対象範囲

平面図のとおり

3. 指定日

令和7年10月1日（水）

4. 指定されるとどうなるか

- ① 県や市等で組織する法定協議会を設立し、被害軽減対策を進めるための「流域水害対策計画」を策定します。
- ② 「流域水害対策計画」に位置付けられたハード整備について、整備が加速化されます。
- ③ 一定規模以上の雨水浸透阻害行為[※]について、河川への雨水の流出量を抑制するため、貯留・浸透対策を義務付けます。

※田畑等の土地の開発により、他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれがある行為

<お問合せ先>

土木部河川港湾局河川課

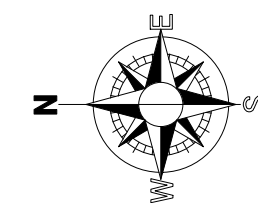
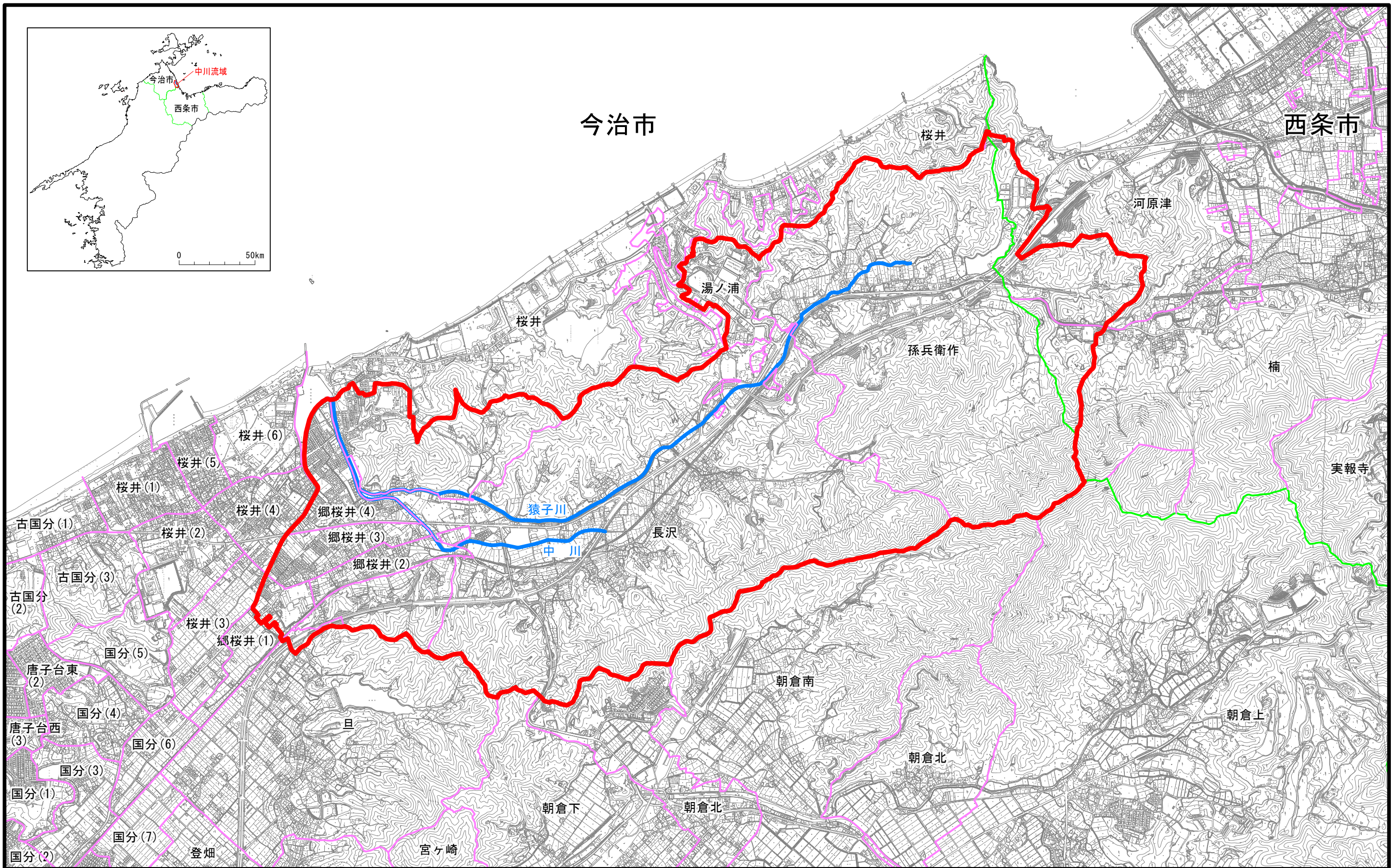
〔電話〕089-941-2111 〔FAX〕089-948-1475 〔E-mail〕kasen@pref.ehime.lg.jp

主 幹 山本 裕之（内線 4331）

主 幹 板橋 弘和（内線 4332）

今治市

西条市



郡市境界
町丁字境界

特定都市河川流域
特定都市河川

【郡市・町丁字境界の出典】
今治市・西条市デジタルマッピングデータより